

気候変動と水害リスク情報

笹口 裕二

気候変動による自然災害の激化が伝えられており、2024 年の世界の災害による経済的損失は 3680 億ドルとされる（その 6 割が保険未対応）¹。主要な自然災害の一つである水害も降雨強度の増大によりリスクが高まっており、現在、世界で人口の 2 割超に相当する 18 億人がそのリスクに曝されているとされる²。現実にも、近年、世界各地で史上最悪級の水害が報道されており、2024 年にもスペインで大洪水、米国でハリケーン Helene、Milton、中国・ベトナムで台風ヤギなどが発生した。わが国においても、猛烈な勢力で長野新幹線車両基地を水没させた 2019 年の台風 19 号が統計史上最悪の水害被害となるなど、毎年のように河川の氾濫などによる甚大な被害が発生している。

水害リスクの増大が今後も予想される中、リスクの軽減を図るリスクコントロールとリスクを保険等で移転するリスクファイナンスを組み合わせたリスクマネジメントが重要である。わが国でも、この 30 年間で局所豪雨が 1.4 倍に増えている。政府も治水施設で防ぎきれない水害が発生することを前提に、流域全体で総合的な水害リスクマネジメントに取り組む方針へと転換した³。

水害リスクマネジメントの高度化に向けて重要となるのが、水害リスクに関する情報である。従来は治水の責任主体である行政がリスク情報を収集利用してきたが、社会に広く提供することにより、社会全体で水害リスクマネジメントに取り組むことが可能となる。

企業活動に関しては、TCFD⁴がまとめた気候関連情報開示に関する提言において、水害リスクについても分析、情報開示が求められた。市民生活に関しては、各国で水害リスク情報が地図表示の形で提供されており、避難計画、土地利用対策等に活用されている。

米国では、連邦が運営する水害保険制度（NFIP）の中でリスクを反映した水害保険料率マップが公表されてきた。住民が保険に加入するためには、まず居住している自治体が条例を制定して NFIP に参加し、連

邦の定める氾濫管理基準に沿った土地利用や建築規制に取り組むことが必要とされる。この際、保険料軽減や建築制限対応への補助金などが措置される。こうした保険と氾濫管理の一体的運用により水害リスク管理強化のインセンティブが働く形となっている。

なお、近年は保険金支払いの増加による巨額債務、保険料率設定のあり方、保険利用者の負担増、情報不足による民間保険参入障壁等が制度上の課題となってきた。保険運営には米国議会の権限付与が必要であり、1 年未満の短期間延長が繰り返されている。

米国以外にも EU、英国、スイスなどで水害リスクマップが公表されるとともに、水害保険が提供されている。米国と異なり、多くが民間保険により提供されているが、英国、フランスでは政府が再保険を行っている。また、米国、英国は任意保険である一方、スイス、フランスは強制保険となっている。

わが国でも水害ハザードマップの公表を通じて、水害リスク情報が住民や企業に提供されており、自治体によるハザードマップ作成や不動産取引時におけるハザードマップ情報の提供が義務付けられている。また、水害保険は民間火災保険への任意付帯として提供されている。ただし、全国一律の保険料率であったが、保険支払い増による収支悪化を受けて 2023 年から 5 段階に細分化された（保険料最大格差は 1.2 倍）。

情報を提供する側の努力と活用する側の情報要求の高まりの相互作用により、水害リスク情報の詳細化とリスク分析手法の洗練が進み、治水対策の効率化、リスクに適応した土地利用、保険による損失カバー率の向上など水害リスクマネジメントの高度化が期待される。わが国においては、沖積平野に人口と資産が集中しており、浸水想定区域からの移転の余地が限られる分だけ、水害リスク情報の土地利用への活用強化が課題である。また、米国等での保険料高騰問題を踏まえ、格差の少ない保険料水準の維持と保険制度の安定運営の継続が求められる。

¹ Aon plc プレスリリース「気候リスクの保険加入率向上が世界経済の強靱性のカギを握る：気候と大規模自然災害レポート」（2025/2/13）

² Jun Rentschler et al. Flood exposure and poverty in 188 countries *Nat. Commun.* 13, 3527 (2022).

³ 国土交通省「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」（社会資本整備審議会答申 2020/7）

⁴ Task Force on Climate-related Financial Disclosures：G20 の要請を受けて金融安定理事会（FSB）が気候関連情報開示を検討するため設立

本資料の内容や見解はすべて執筆者個人に属するものであり、株式会社日本政策投資銀行の見解を反映するものではありません。また当行は、掲載されている情報の正確性・確実性を保証するものではなく、本資料の利用に関して生じたいかなる損害について責任を負うものではありません。本資料は著作物であり、著作権法に基づき保護されています。本資料の全文または一部を転載・複製する際は、著作権者の許諾が必要ですので、当行までご連絡下さい。著作権法の定めに従い引用・転載・複製する際には、必ず、『出所：日本政策投資銀行』と明記して下さい。

<お問い合わせ先>

株式会社日本政策投資銀行 設備投資研究所

TEL:03-3244-1808 E-mail : sesomu@dbj.jp